

平成 26 年度平塚市子ども・子育て会議（第 5 回） 会議概要

日時：平成 26 年 10 月 28 日（火） 14:30～15:46

場所：平塚市教育会館 3 階 大会議室

1 議事

(1) 量の見込み、確保方策について

事務局が「資料 1『量の見込み、確保方策』」の一次報告 様式 1 【計画策定市町村に居住する子ども】、「資料 2『量の見込み、確保方策』」の一次報告 様式 5 【地域子ども・子育て支援事業】、に基づき説明した。

※説明の概要としては、「8 月 26 日の子ども・子育て会議以降も県とは調整が続いている。」と説明し、変更内容について報告。

変更内容の概略については、まず資料 1 の様式 1 の書式が、教育ニーズの 1 号認定を、純粋に保育を必要としないニーズと、本来保育を必要とする 2 号認定だが学校教育を強く希望するニーズの 2 つに分けて記載する書式に変わったこと。また、事業者に対しての意向調査を 7 月に続いて 9 月にも行った結果、意向が変わり数値が変わったこと。資料 2 の様式 5 については、未調整だった欄に数字が入った部分があることと、利用者支援事業について、0 だった確保方策の数値を 1 として計上したこと。

最後に、「現状の数値はいまだ中間報告であり、来年 1 月以降の県との法定協議などを経て、初めて数字が決まってくる。ただし、子ども・子育て支援事業計画自体は既に策定中なので、量の見込み、確保方策とも、現状の数字を計画の中に入れていかざるを得ない。今後も、各園の意向などにより数字が変更になる可能性があるが、変更した場合、委員の皆様には御報告させていただきたい。」と説明した。

【質疑応答は次のとおり】

委員：「資料 1『量の見込み、確保方策』」の一次報告 様式 1 で、2 号認定で学校教育希望の強い者というのが加わったということであるが、具体的にどういうことを指しているのか。

事務局：もともとのアンケート調査の手引きの中で、2 号認定で学校教育希望の強い者を抽出するような設定になっており、それで今回こういう形で出されている。

(2) 計画素案について

事務局が資料3「平塚市子ども・子育て支援事業計画【素案】」の基づき、主に前回の8月28日の子ども・子育て会議の時点から変更になっている部分を中心に説明。

※説明の中で「今回の計画素案については、庁内の各担当課に照会し、回答を得ている内容が加わっている。細かい内容については、未調整の部分もあるが、今後修正を行っていきたい。」と発言。

主な変更については次のとおり。

- ・母子保健計画の位置づけをわかりやすくするため、基本目標の一番最後とし、その基本目標5をすべて母子保健計画とした。母子保健計画の事業の中には、施策体系上、他の基本目標の中にも入っているものもあるが、母子保健計画の施策体系の中ではそのことがわかるように（再掲）の表記をした。各事業の説明の項目でも、それがわかるような記載の仕方にした。
- ・計画の中にあるイメージ図を、庁内の策定部会の意見により、子ども・子育て支援事業計画が主体になっていることがイメージできるような図に変更した。
- ・次世代の計画にあった「ワーク・ライフ・バランス」に加え、「愛着」という視点を加えた。
- ・41ページから42ページにかけての施策の体系は、前回の素案は基本目標と施策のみだったが、事業名と担当課を加えた。
- ・次世代の計画と同様に、総合計画事業や子ども・子育て支援事業計画事業に量の見込み、確保方策を記載するもの、母子保健計画に該当する事業でもあるものは、そのことがわかるような表記にした。
- ・基本目標の中に各課の事業内容について、事業ごとに事業名、事業の概要、今後の取組、担当課の記載があるが、今後の取組の欄が未記載となっている。その理由として、庁内の策定部会で、「この部分の記載の仕方については検討が必要ではないか。」との意見があり、事務局で検討した結果、この部分は今後の取組という表記とし、目標値などは入れない形で記載例を作成し、改めて各課に照会して回答を得たい。
- ・74ページから96ページの第5章は、子ども・子育て支援事業計画で量の見込み、確保方策の数字を入れていく部分であるが、県とはまだ協議中であり、ここには新たな数値を入れていく。
- ・97ページから98ページにかけては、計画の進行管理の内容となるが、97ページに記載があるように、社会情勢の変化等には柔軟に対応していく必要がある。

説明としては、さらに計画策定に向けての今後のスケジュールにも触れ、「来年1月の県との法定協議に向けて、11月21日から12月22日のパブリックコメントを予定しているが、庁内での庁議や定例行政報告会が終了していることが前提なので、かなり厳しいスケジュールである。また、ことしの8月ぐらいに、計画に入れ

込むようにと初めて国から通知が示されたような放課後子ども総合プランのような事業もあり、今後国から、記載方法の指針が示されるとの情報を得ているが、そのような不確定な内容についても、今後計画に含めていかなければならない可能性がある。」と説明した。

最後に「資料 4 は、昨日までに委員からいただいた意見の一覧であり、本日の意見も含めて検討し、計画案に反映していきたい。委員からの御意見は、今後も随時、パブリックコメント期間中でも、いただきたい。」と説明した。

【質疑応答は次のとおり】

委員：進行管理について、29 年度に乖離がある場合は見直しということであるが、次世代育成のときには進行状況をチェックした。この計画についてはチェックするというよりも、全体的に見て乖離があった場合に見直すという理解でいいのか。

事務局：進行状況については、今までと変わらずに皆様方にチェックをしていただくこととしている。

乖離がある場合に見直しという意味は、まだ国からはっきりしたことが示されていないということがあり、例えば、既存の保育園に対する補助金などのメニューについても、新たな制度になる中で、今と違った形になるかもしれない。したがって、新たに動き出した制度と、この計画とが乖離がないかという検討を 29 年度にさせていただかなければいけないと考えている。

(3)子ども・子育て支援新制度に移行する施設の利用定員について

事務局が、資料 5「子ども・子育て支援新制度に移行する施設の利用定員について」に基づき説明した。

※説明の趣旨として、子ども・子育て支援法第 31 条で、特定教育・保育施設の「確認」に当たって、利用定員を市町村が定めることになっており、利用定員を定めようとするときはあらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴くこととなっているため、現時点の予定として説明。

既に認可されている特定教育・保育施設の確認は「みなし確認」となるため、子ども・子育て会議の意見を聴くものとされていないが、基本的には現在の認可定員が利用定員となる予定。

【質疑応答は次のとおり】

委員：子ども・子育て会議の意見を聴くという意味は、子ども・子育て会議が原案について承認するのか、ただ単に意見を聴くのか。

事務局：御意見をいただいた上で検討し、また県と協議するので、御意見を尊重したいとは思っているが、いただいた意見により決定ということではない。

委員：新制度で幼保連携型の認定こども園に移行を予定しているような私立幼稚園において、2号認定、3号認定の子については、従来の保育所と同様に市が入所を決定することが原則になっているが、幼稚園側から見ると、非常にやりにくい部分がある。園の意向を尊重していただくよう検討していただけないか。

事務局：保育認定である2号、3号のお子さんについては、保育の必要性があれば入園申し込みができるが、利用定員を超えた申し込みがあった場合、市の方で選考させていただくことになってしまう。恐縮だが、継続しての入園ではなく、新たに4月からの入園でお申込みいただいた方については、子どもが選考する形になるので御理解いただきたい。

委員：平塚市内に在勤、在住じゃないといけないのか。例えば寒川の人が秦野に勤めていて、通りがかりに平塚市の園に置いていくという場合の2号、3号はだめなのか。

事務局：現行の平塚市のやり方としては、在住または在勤を要件としており、他市町村に在住で、勤務先も平塚市外の方については、入園の要件はないことになっている。その理由として、現行はまだ待機児童が発生している段階なので、まずは要件を満たす方を優先していきたいと考えている。

委員：幼保連携等が出てくれば、当然今の意見は出てくる。できれば幼稚園と同じような時期に募集をお願いしたいということは今までもお願いしてきた。制度改正によって、同時に申し込みをした方が利用者にとっては安心する。本年度は初年度だから過渡期として仕方がないとしても、来年度は同時期の申し込みを御検討いただければありがたい。

事務局：国が制度の根幹をつくっているため、各論ごとに、なかなか難しいところが制度で拾えていないのは確かである。だから、今の御質問のような内容は、理解はできるが、行政としてなかなか対応できない壁はある。やることよってのデメリットとメリットを比較してどうなのかとか、施設の経営能力なども含めて、慎重に判断したいと思う。意見として賜っておきたい。

(4)その他（全体としての質疑・意見等）

【質疑応答は次のとおり】

委員：利用される方から見ると、料金については、かなり大きな問題だと思っている。現状の幼稚園の利用者が、新制度の幼稚園に行かれたときに、どの程度の差があるか質問されることがある。幼稚園に入ったときにどのくらいの差があるのかという基準の提示がないと、入ってみたらすごく割高だったとか、さまざまなことが起きてくる。とてもわかりにくいと感じているので、そのあたりでお答えがあればいただきたい。

事務局：新制度に移行しない幼稚園については、園ごとの保育料と入園料その他の負担金という形は変わりはない。

新制度に移行される幼稚園については、国の方で案として出ている基準額があり、最高金額を月当たり 2 万 5700 円として、市町村民税に応じた額で金額を決めることになっている。パンフレットなどで概略の金額についてはお示しをしている。ただ、幼稚園が新制度の施設型給付に移行された場合でも、今までの入園料に当たる特定負担金という形でいろいろなお金の徴収があることについては変わりはなく、各幼稚園が独自に決められている。ただ、保護者の方には、金額や、支払い方法などをしっかり説明し、場合によっては同意書を示して理解を得た上で徴収している。お手数をかけるが、各幼稚園の示している募集要項なりを御確認いただいて御検討いただくことになろうかと思う。

委員：新制度に移ると、公立幼稚園も同じ値段になるのか。

事務局：公立幼稚園についても市の条例で定めているので、最終的には3月の議会で承認いただいて、初めて決定する。今のところ、現行入園料が 8000 円、保育料が 1 万 2000 円という設定になっている。新制度では、公立幼稚園は施設型の幼稚園になるという国の方針が示されており、入園料は月々の保育料に含まれるということが示されているので、入園料については、公立幼稚園は2年保育で24カ月であるが、8000円を24で割った金額を月々の各保育料に上乗せさせていただいて、なるべく保護者負担が増さないような形でいきたいと教育委員会では考えている。

委員：新制度に移ると、今幼稚園でいただいている就園補助金はなくなるのか。例えば預かり保育を利用できる場合、4時間以上の場合は各園で定めもらった金額を自己負担する、それに対しては補助はないのか。

事務局：預かり保育の新制度の取り扱いとして、国の方から案として示されているのが、4時間までの預かりについては400円程度の保護者負担と、1人400円程度の補助金が示されている。ただ、自己負担については、市町村が統一してもいいし、各園に任せてもいいというあいまいな表現になっており、細かくは決まっていない。それ以上の長時間の預かりについては、1時間当たり100円という話もあるが、細かいところは決まっていない。

委員：親は、費用負担でどんな保育が受けられるかという視点でしか物を見ないので、相当シビアだと思う。みんな制度ができれば、自分たちは安くよりよい保育を受けられると単純に思い込んでいる節がある。今回、相当保育園も増えてくるというのはありがたいが、全体のバランスを崩し、過当競争気味になってしまうこともあるのかなとちょっと心配もする。そのあたりの数値をちょっと考えていただいて、制度のことばかりではなく、利用する側の費用負担ということも、細かく検討しつつ進めていただきたい。

最後に事務局から「支援事業計画の素案について、パブリックコメントで市民意見を募集するが、日程的にかなりきつい状況で進めるので、本日いただいた御意見、また資料4の既にいただいた御意見を踏まえ、今後パブリックコメントで御意見を募集する素案そのものは、事務局でいったんまとめさせていただく。きょうの資料で未記入になっている欄を埋めたり、一部資料について章を入れ替えたり、内容を整理し、一部手直しが済んでいない場所については責任を持って編集させていただいたもので、パブリックコメントには資することとするので、今日の資料と実際11月21日にパブリックコメントで出る素案では一部内容が違う場合がある。あらかじめ御了承いただければと思う。パブリックコメントに資するものがまとまった段階では、皆様方にもお示ししながら、改めて御議論いただきたい。あわせて、ニーズ量等について調整が、県との法定協議が来年であるので、数字的にはまだまだ動くこともあるが、その都度情報提供したい。」と説明し、終了した。

出席者：落合委員、黒田委員、酒井委員、三石委員、鷺尾委員、吉野委員、山口委員、長谷川委員、島崎委員、市川委員、田中委員、石川委員、太田委員、重徳委員

欠席者：中村委員、白勢委員、野坂委員、山岸委員、山柘委員

傍聴者：なし

事務局：健康・こども部長、保育課長、青少年課長、教育総務課長、保育課6名、健康課2名、青少年課2名、教育総務課5名、株名豊1名

以上